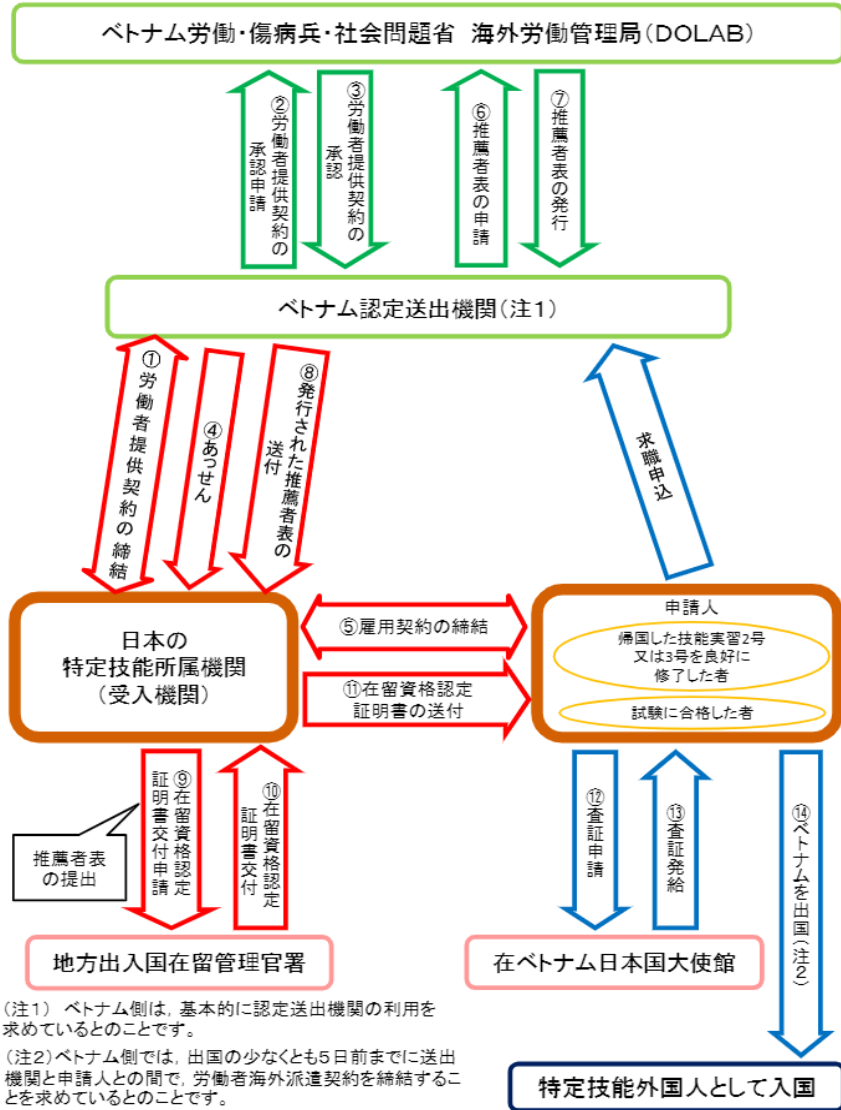


ベトナム特定技能外国人に係る手続の流れについて

○ ベトナムから送出国を通じて新たに受け入れる場合



(注1) ベトナム側は、基本的に認定送出国機関の利用を求めているとのことです。

(注2) ベトナム側では、出国の少なくとも5日前までに送出国機関と申請人との間で、労働者海外派遣契約を締結することを求めているとのことです。

○ 日本に在留する方を受け入れる場合

